

令和 6 年 6 月 14 日 招 集

令和 6 年大船渡市議会第 2 回定例会議案

大 船 渡 市

番 号	件 名
報告第 1 号	令和 5 年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 2 号	令和 5 年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 3 号	令和 5 年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書について
議案第 1 号	大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	大船渡市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号	大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号	大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号	大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 号	令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
議案第 7 号	令和 6 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて

報告第 1 号

令和 5 年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和 5 年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により報告します。

令和 6 年 6 月 14 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

令和5年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	
2. 総務費	1. 総務管理費	下水道事業償還基金積立金	円 4,105,000	円 148,000	円 0	円 0	円 148,000	円 0	円 0
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム改修事業	4,772,000	4,026,000	0	4,026,000	0	0	0
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム等改修事業	18,415,000	10,913,000	0	10,913,000	0	0	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	Y・Sセンター下水道接続事業	19,830,000	11,300,000	0	0	0	11,300,000	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対策給付金給付事業	254,340,000	252,516,750	0	252,516,750	0	0	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	大船渡市デイサービスセンター下水道接続事業	12,342,000	12,342,000	0	0	0	0	12,342,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域密着型サービス施設等整備費補助金交付事業	48,702,000	48,702,000	0	0	48,702,000	0	0
3. 民生費	2. 児童福祉費	(仮称)大船渡市こども家庭センター運営事業	15,562,000	10,810,000	10,810,000	0	0	0	0
6. 農林水産業費	1. 農業費	産地パワーアップ事業	1,100,000,000	1,100,000,000	0	0	1,100,000,000	0	0
7. 商工費	1. 商工費	物価高騰対策事業者支援事業	84,000,000	84,000,000	13,915,000	70,085,000	0	0	0
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	137,674,000	28,463,355	0	15,451,345	0	13,000,000	12,010
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路施設修繕事業	58,970,000	7,100,000	0	3,500,000	0	3,500,000	100,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	通学路整備事業	116,567,000	46,057,282	0	25,075,414	0	20,900,000	81,868
8. 土木費	2. 道路橋梁費	社会資本総合整備事業	31,600,000	4,738,874	0	2,295,315	0	2,400,000	43,559
8. 土木費	3. 河川費	河川改修事業	53,000,000	25,144,300	0	0	0	25,100,000	44,300

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	
9. 消防費	1. 消防費	防災行政無線維持管理事業	円 47,740,000	円 47,740,000	円 44,660,000	円 0	円 0	円 0	円 3,080,000
合 計			2,007,619,000	1,694,001,561	69,385,000	383,862,824	1,148,850,000	76,200,000	15,703,737

令和6年6月14日提出

大船渡市長 渕 上 清

報告第 2 号

令和 5 年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和 5 年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により報告します。

令和 6 年 6 月 14 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

令和5年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説 明
						企 業 債	他 会 計 負 担 金	国庫補助金	繰 入 金	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1.資本的支出	1.建設改良費	施設整備事業	円 739,734,000	円 403,373,200	円 304,360,200	円 167,600,000	円 0	円 121,420,000	円 0	円 15,340,200	円 32,000,600	円 0	関連事業との 調整に不測の 時間を要した こと等のため
合 計			739,734,000	403,373,200	304,360,200	167,600,000	0	121,420,000	0	15,340,200	32,000,600	0	

令和6年6月14日提出

大船渡市長 刈 上 清

報告第 3 号

令和 5 年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書について

令和 5 年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により報告します。

令和 6 年 6 月 14 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

令和5年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説 明
						企 業 債	他 会 計 金 負 担 金	国庫補助金	繰 入 金	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1.資本的支出	1.建設改良費	改良更新事業	円 226,000,000	円 126,479,100	円 80,094,000	円 72,000,000	円 0	円 0	円 0	円 8,094,000	円 19,426,900	円 0	施工の際に発生した状況の変化により施工効率が低下し、不測の時間を要したため
		施設整備事業	584,000,000	265,933,670	211,929,200	188,700,000	2,139,000	0	0	21,090,200	106,137,130	0	施工の際に発生した状況の変化により施工効率が低下し、不測の時間を要したため
		改良更新事業 (簡易水道 事業会計からの引継ぎ分)	272,358,000	184,667,290	67,072,000	60,800,000	0	0	0	6,272,000	20,618,710	0	施工の際に発生した状況の変化により施工効率が低下し、不測の時間を要したため
合 計			1,082,358,000	577,080,060	359,095,200	321,500,000	2,139,000	0	0	35,456,200	146,182,740	0	

令和6年6月14日提出

大船渡市長 刈 上 清

議案第 1 号

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す
る条例の一部を改正する条例について

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67
号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 6 月 14 日 提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

子ども、妊産婦及び重度心身障害者並びにひとり親家庭に対する医療費の給付
に関する事務への個人番号の利用を可能とするため、所要の規定の整備をしよう
とするものです。

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大船渡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
[略]			[略]		
2 市長	[略]		2 市長	[略]	
3 市長	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの		3 市長	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	
4 市長	大船渡市ひとり親家庭医療費給付規則（昭和54年大船渡市規則第13号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの		4 市長	大船渡市ひとり親家庭医療費給付規則（昭和54年大船渡市規則第13号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
[略]			[略]		
8 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	8 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		[略]			[略]
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健			身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健

改正前				改正後			
			及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの				及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			[略]				[略]
				9 市長	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収</u>	

改正前	改正後			
				<u>金の徴収に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」）であって規則で定めるもの</u> <u>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
	10	市長	大船渡市ひとり親家庭医療費給付規則による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 号(大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
別表第 1	市の執行機関が個人番号を利用することができる事務に、子ども、妊産婦及び重度心身障害者並びにひとり親家庭に対する医療費の給付を加えるものである。
別表第 2	別表第 1 に追加した事務を処理するために必要となる、市の執行機関が保有する特定個人情報の種類を定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第 2 号

大船渡市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例について

大船渡市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 6 月 14 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

地域再生法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例

大船渡市ふるさと納税基金条例（令和6年大船渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第1条 ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定による都道府県、市町村又は特別区に対する寄附をいう。以下同じ。）制度及び企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）<u>第13条の2</u>に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）に関連する寄附をいう。以下同じ。）制度を活用して、本市を応援するために寄せられた寄附金を魅力あるまちづくりに要する経費の財源に充てるため、大船渡市ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第1条 ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定による都道府県、市町村又は特別区に対する寄附をいう。以下同じ。）制度及び企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）<u>第13条の3</u>に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）に関連する寄附をいう。以下同じ。）制度を活用して、本市を応援するために寄せられた寄附金を魅力あるまちづくりに要する経費の財源に充てるため、大船渡市ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例について

大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 6 月 14 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う
措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、特定復興産業集積区域
内における固定資産税の課税免除の適用期間等に関し、所要の規定の整備をしよ
うとするものです。

大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年大船渡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（課税免除の適用） 第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条第1項、第10条の5第1項、第17条の2第1項、<u>第17条の5第1項又は第18条の4第1項</u>の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者 <u>又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から令和6年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。</u>）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。	（課税免除の適用） 第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から<u>令和8年3月31日</u>までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条第1項、第10条の5第1項、第17条の2第1項 <u>又は第17条の5第1項</u>の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項 <u>又は第39条第1項に規定する指定事業者に該当するものであって、認定日から令和8年3月31日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。</u>）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大船渡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案第3号(大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除の対象となる施設等の新設又は増設の期限を、令和8年3月31日まで延長するとともに、再投資等準備金として、積立金を5年間、損金の額に算入できる特例等を受けることができる指定を受けた法人について、課税免除の対象から除外することを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とし、改正後の規定は、令和6年4月1日から適用するものである。

議案第 4 号

大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する

条例の一部を改正する条例について

大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 6 月 14 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用期間等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成28年大船渡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（課税免除の適用） 第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度内に限り、その課税を免除する。	（課税免除の適用） 第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて、特定業務施設及び法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度内に限

改正前	改正後
(不均一課税の適用) 第3条 公示日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特別償却設備（同条第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。）を新設し、又は増設したものについて、特別償却設備等に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後2年度の間（以下「免除期間」という。）、その課税を免除し、当該免除期間の翌年度以後1年度の間、大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）第61条の規定にかかわらず、同条に規定する固定資産税の税率に10分の1を乗じて得た税率を適用する。	り、その課税を免除する。 (不均一課税の適用) 第3条 公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特別償却設備（同条第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。）を新設し、又は増設したものについて、特別償却設備等に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後2年度の間（以下「免除期間」という。）、その課税を免除し、当該免除期間の翌年度以後1年度の間、大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）第61条の規定にかかわらず、同条に規定する固定資産税の税率に10分の1を乗じて得た税率を適用する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号(大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第 2 条	移転型事業による固定資産税の課税免除の適用対象となる者が受けるべき地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長するとともに、特定業務施設の新設に併せて整備する特定業務児童福祉施設を課税免除の対象に加えることを定めるものである。
第 3 条	拡充型事業による固定資産税の不均一課税の適用対象となる者が受けるべき地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長するとともに、特定業務施設の新設に併せて整備する特定業務児童福祉施設を不均一課税の対象に加えることを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第 5 号

大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
について

大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 6 月 14 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

岩手県の企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、市の区域内に工場等を新設又は増設した者に対する補助金の交付要件等に関する規定を整備するとともに、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に係る特例を廃止しようとするものです。

大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例（平成15年大船渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（補助金の交付対象） 第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する工場等新增設者に対し、補助金を交付することができる。ただし、立地支援企業が当該工場等に係る固定資産投資額の全部又は一部を負担した場合にあっては、当該立地支援企業に対しても同様とする。 （1）〔略〕 （2） 工場等の新設又は増設に伴う固定資産投資額（立地支援企業が固定資産投資額の全部又は一部を負担した場合にあっては、立地企業及び立地支援企業それぞれが負担した固定資産投資額を合算した額。）及び新規雇用者の数が次の要件に該当すること。 ア 新設の場合にあっては、固定資産投資額が5千万円以上で、新規雇用者の数が製造業、ソフトウェア業又は自然科学研究所については5人以上、運輸業については20人以上であること。 イ 増設の場合にあっては、固定資産投資額が1億円以上で、新規雇用者の数が製造業、ソフトウェア業又は自然科学研究所については5人以上、運輸業については10人以上であり、増設後の常用雇用者の数が新規雇用者の数以上増加すること。ただし、新設又は増設に伴う補助金の交付を受けた実績があるときは、新たに補助金の交付を受けて実施しようとする増設後の常用雇用者の数が、当該増設に伴い増加する新規雇用者の数に、直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数を加えた数以上であること。 （3）〔略〕	（補助金の交付対象） 第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する工場等新增設者に対し、補助金を交付することができる。ただし、立地支援企業が当該工場等に係る固定資産投資額の全部又は一部を負担した場合にあっては、当該立地支援企業に対しても同様とする。 （1）〔略〕 （2） 工場等の新設又は増設に伴う固定資産投資額（立地支援企業が固定資産投資額の全部又は一部を負担した場合にあっては、立地企業及び立地支援企業それぞれが負担した固定資産投資額を合算した額。）及び新規雇用者の数が次の要件に該当すること。 ア 新設の場合にあっては、固定資産投資額が5千万円以上で、新規雇用者の数が3人以上（固定資産投資額が1億円以上の場合にあっては、5人以上）であること。 イ 増設の場合にあっては、固定資産投資額が5千万円以上で、新規雇用者の数が3人以上（固定資産投資額が1億円以上の場合にあっては、5人以上）であり、増設後の常用雇用者の数が新規雇用者の数以上増加すること。ただし、新設又は増設に伴う補助金の交付を受けた実績があるときは、新たに補助金の交付を受けて実施しようとする増設後の常用雇用者の数が、当該増設に伴い増加する新規雇用者の数に、直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数を加えた数以上であること。 （3）〔略〕
（補助金の額） 第3条の2 前条第1項第1号アからオまでに規定する地域への工場等新增設者に交付する補助金の額は、次のとおりとする。 （1） 製造業、ソフトウェア業又は自然科学研究所の用に供する工場等新增設者のうち、新設したもので、5人以上10人未満を新規雇用するものについては、固定資産投資額の10分の1に相当する額、10人以上	（補助金の額） 第3条の2 前条第1号アからオまでに規定する地域への工場等新增設者に交付する補助金の額は、次のとおりとする。 （1） 製造業又はソフトウェア業の用に供する工場等新增設者（増設の場合は、既立地企業に限る。）については、固定資産投資額の10分の3に相当する額とする。ただし、その額は、同一工場等の新設及び増

改正前	改正後
<u>25人未満を新規雇用するものについては、固定資産投資額の10分の2に相当する額、25人以上を新規雇用するものについては、固定資産投資額の10分の3に相当する額とする。ただし、その額は、3億円を限度とする。</u> <u>(2) 製造業、ソフトウェア業又は自然科学研究所の用に供する工場等</u> <u>新增設者のうち、増設したもの（既立地企業に限る。）で、10人以上</u> <u>25人未満を新規雇用し、かつ、増設後の常用雇用者の数が当該新規雇</u> <u>用者の数以上増加するものについては、固定資産投資額の10分の2に</u> <u>相当する額、25人以上を新規雇用し、かつ、増設後の常用雇用者の数</u> <u>が当該新規雇用者の数以上増加するものについては、固定資産投資額</u> <u>の10分の3に相当する額とする。ただし、その額は、同一工場等の新</u> <u>設及び増設に対する補助の通算で、3億円を限度とする。</u> <u>(3) 前2号以外の工場等新增設者については、固定資産投資額の20分</u> <u>の1に相当する額とする。ただし、その額は、同一工場等の新設及び</u> <u>増設に対する補助の通算で、1億5千万円を限度とする。</u> 2 <u>前条第1項第1号カに規定する地域への工場等新增設者に交付する補</u> <u>助金の額は、固定資産投資額の20分の1に相当する額とし、その額は、</u> <u>同一工場等の新設及び増設に対する通算で、1億5千万円を限度とする。</u> 3 [略]	<u>設に対する補助の通算で、3億円を限度とする。</u> <u>(2) 前号以外の工場等新增設者については、固定資産投資額の10分の</u> <u>3に相当する額とする。ただし、その額は、同一工場等の新設及び増</u> <u>設に対する補助の通算で、1億5千万円を限度とする。</u> 2 <u>前条第1号カに規定する地域への工場等新增設者に交付する補助金の</u> <u>額は、固定資産投資額の10分の3に相当する額とする。ただし、その額</u> <u>は、同一工場等の新設及び増設に対する補助の通算で、1億5千万円を</u> <u>限度とする。</u> 3 [略]
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。 <u>(津波補助金に係る特例)</u> 2 <u>平成26年4月1日から国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創</u> <u>出企業立地補助金（以下「津波補助金」という。）の最終公募に係る申</u> <u>請書の提出期限後で市長が別に定める日までの間において、津波補助金</u> <u>の採択を受けた場合の補助金の交付対象は、第3条の規定にかかわらず、</u> <u>市の区域内における津波補助金の補助対象地域への当該補助対象施設の</u> <u>工場等新增設者とする。</u>	附 則 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

改正前	改正後
<u>3 前項の規定に該当する者に交付する補助金の額は、第3条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、津波補助金に応募した事業計画に係る補助金交付申請額と採択を受けた補助金の額の差額に相当する額（津波補助金に応募した事業計画に係る事業費の10分の2に相当する額を超える場合は、当該事業費の10分の2に相当する額）とする。</u> <u>ただし、当該補助対象施設の新設及び増設に対する補助の通算で、3億円を限度とする。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における第3条の2第3項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは「附則第3項」とする。</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号(大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する
条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第 3 条	補助金の交付要件について、対象業種ごとの要件を削り、新規雇 用者の数を、工場等の新設又は増設に伴う固定資産投資額が 5 千万 円以上の場合にあつては 3 人以上、当該固定資産投資額が 1 億円以 上の場合にあつては 5 人以上とすることを定めるものである。
第 3 条の 2	補助金の額について、工場等の新設又は増設に伴う固定資産投資 額の 10 分の 3 に相当する額とし、補助金の通算の限度額を、製造業 又はソフトウェア業にあつては 3 億円、それ以外の対象業種にあつ ては 1 億 5 千万円とすること等を定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第 6 号

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 2 号）を定めることについて

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 6 月 14 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 7 号

令和 6 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて

令和 6 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 6 月 14 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

令和 6 年 大 船 渡 市 議 会

第 2 回 定 例 会 追 加 議 案

令和 6 年 6 月 25 日 提 出

番 号	件 名
議案第 8 号	令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 3 号）を定めること について

議案第 8 号

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについて

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 6 月 25 日 提出

大船渡市長 渕 上 清